

# 共同報告書別表 日印要望事項一覧

(日本語仮訳)

**Keidanren**  
Policy & Action



Confederation of Indian Industry

## インド側要望事項一覧

### 改善が見られた事項

- コンピューター・エンジニアに対する査証発給上の学歴要件の緩和など、自然人の移動の円滑化
  - 日本政府は、2014年7月に、インドとの関係を拡大させるためには人的交流の強化が必要との認識から、インド国籍者に対して数次ビザを導入した。その後、数次ビザの対象が過去3年間に日本への短期滞在の記録がある者に加え、他のG7諸国への短期滞在の記録がある者にまで拡大された。商用目的、文化人・知識人に対する数次ビザの有効期間は、5年から10年に延長された。
  - インドは、日本国籍者に対して、eビザや到着時ビザ、あるいは、商用目的の有効期間10年の数次ビザを発給している。これらは、オンラインで申請可能である。日本側に対して、eビザや到着時ビザなど同様の対応を求める。更に、有効期間10年の数次ビザの発給も検討すべきである。
- 日印社会保障協定の早期成立
  - 日印社会保障協定が2016年10月1日に発効した。
- 日印包括的経済連携協定の下で設置されたビジネス環境整備等に関する小委員会の定期的開催
  - 近年、ビジネス環境整備等に関する小委員会は毎年開催されており、直近では2017年7月31日に開催された。

### 部分的に改善が見られた事項

- インドで許可されている17の食品添加物の使用許可、認証取得コストの削減、エトキシキンの最大残留基準の緩和

➤ インドから輸入される海老について、エトキシキンの最大残留基準が0.01ppmから0.2ppmに緩和された。

● 日印包括的経済連携協定の下での全小委員会の定期的開催

- ビジネス環境整備等に関する小委員会に加えて、日印包括的経済連携協定の下での他の小委員会（原産地規則に関する小委員会、強制規格・任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する小委員会、サービスの貿易に関する小委員会、協力に関する小委員会、自然人の移動に関する小委員会を含む）についても、定期的を開催する必要がある。
- 最近、上記委員会の内、複数で会合が開催された。

改善が求められる事項

A) 分野横断的課題

● 医薬品分野における相互認証協定の締結

- 協定を締結することにより、日印両国が、他国における適合性確認結果等を相互に受け入れることができる。
- 後発医薬品は、日本市場の医薬品市場の12%を占めている。日本は、インドの後発医薬品に対して、日印包括的経済連携協定の下で内国民待遇を提供しており、後発医薬品による代替効果の可能性は高い。相互認証協定を締結することにより、相互に実施している適合性確認結果等を受け入れることが可能となる。複雑な承認審査手続きと言語障壁も、インド製品の輸出を阻んでいる。
- 日本政府は、全企業を対象に、医薬品の審査・試験の所要期間を短縮した。医薬品医療機器総合機構（PMDA）とインドの医薬品管理機構（DCGI）は、規制面での協力を強化すべきである。PMDAの規制基準に関するコンプライアンス・ワークショップは、インドの医薬品業界の行動規範策定にも貢献しうる。

- 有機食品に関する相互認証協定の締結
  - 2015-16年に、インドは、EU、米国、カナダ、スイス、韓国、豪州、ニュージーランド、東南アジア、中東、南アフリカなどに向けて、2.98億円に上る有機食品を輸出した。しかし、日印間に相互認証協定が締結されていないことから、日本向け輸出は拡大していない。
  - 日印両国は、インドの食品安全基準管理局による認証と日本農林規格（JAS）の認証に関して、相互認証協定を締結すべきである。
  
- IT、ITES（IT enabled services）、専門職分野等における市場アクセスの実現
  - 成長を続けるインドのソフトウェア産業は、日本における外注文化の不足や、外国企業に対する複雑な契約審査手続き、受注までに長期間を要することなどにより困難に直面している。日本企業は、標準的なソフトウェア開発ライフサイクル（SDLC）を採用せず、高レベルのカスタム化を求め、高いコストを支払っている。より多くのインド企業が日本のソフトウェア市場に参入するために、標準的な契約手法の周知が必要である。
  - 本件は、日印包括的経済連携協定の下でのビジネス環境整備等に関する小委員会で議論され、解決されるべきである。
  
- 日本の顧客にサービスを提供する弁護士、会計士、看護師などの専門職に対する資格の相互認証協定の導入
  
- 配当・特許使用料・技術サービス料に対する10%の源泉課税の廃止
  - 日本の国内法では、日本企業から非居住者へのサービス料の支払いに対する源泉課税の規定がない。しかし日印租税条約では、日本からインドへの技術サービス料の支払いについては10%の源泉課税の規定がある。
  - 通常、国際協定と国内法が並存する場合、より有利な規定が採用される。しかし、日本では、日印租税条約が日本の国内法に優先しており、納税者にとってより不利な規定が採用されている。日本の国内法の適用か、日印租税条約の改定が求められる。

- 本件は、日印包括的経済連携協定の下でのビジネス環境整備等に関する小委員会で議論され、解決されるべきである。
- インドから日本への食品（特に魚介類）輸出に関する試験、検査、記録手続きの合理化
  - インドの食品業界は、日本の非関税障壁により輸出機会を逸している。特に、魚介類、ごま、マンゴー、ザクロ、りんご、なしについて顕著である。インドにはこうした食品の比較優位が、日本には大きな需要がある。2011年に日印包括的経済連携協定が署名されたにも関わらず、解決していない。
  - 魚介類については、養殖魚で抗生物質の使用が発覚したため、インドからの輸入が禁止されている。しかし、輸入禁止は養殖魚に限定すべきであり、天然魚を含めた全ての魚介類とすべきではない。
  - 一定のサバの輸出に関して、原産地規則で完全生産品基準が適用されることから、輸入防腐剤を使用すると、日印包括的経済連携協定の下での特惠税率が適用されない。
- 航空連結性
  - バンガロール、プネー、ハイデラバード、チェンナイ、コーチンなどインドの主要都市と、日本の主要都市の間の直行便を増加する必要がある。オープンスカイの合意により、十分に実現可能である。
- 学校教育
  - インターナショナルスクールの数が限られており、インドの従業員が長期にわたり日本で働くことを困難にしている。特に、日本の主要都市以外の遠隔地での勤務において問題となる。
- 労働者派遣法
  - 労働者派遣法の改正により、一般労働者派遣事業（許可制）と特定労働者派遣事業（届出制）の区分が廃止され、全てのサービス提供者は、労働者派遣事業としての許可の取得が求められている。オンサイト・オフショア モデルでは、インド企業はしばしば顧客の要請により、日本国内での事業に従事するインドの労働者を派遣してい

る。この形のサービスを継続するには、現在では、労働者派遣事業の許可が必要となっている。

- E P A 特定原産地証明書

- 日印包括的経済連携協定に基づき、日本からの輸入に特惠税率の適用を受けるには、特定原産地証明書が必要となる。しかし、特定原産地証明書取得の手続きは非常に煩雑で時間を要し、インドの輸入者は特惠税率の適用を受けることができないことが多い。
- 日本の輸出者が他の日本のサプライヤーから材料を調達するケースでは、特定原産地証明書の取得は更に困難となる。

- 原産地規則

- 特定の品目について、日印包括的経済連携協定に基づく特惠税率の適用を受けるための原産地基準や、動植物検疫等の他法令の基準への適合性が問題となる場合がある。
- インドからの海産物（海老、鯖、すり身など）や化学品に関する原産地規則は、簡素化される必要がある。
- 加えて、日印両国はWTO貿易円滑化協定の締約国であることから、日印包括的経済連携協定に基づく特惠税率の適用を受けるに当たり、EUの一般特惠関税制度（GSP）と同様、特定原産地証明の自己証明が認められるべきである。これにより、貿易手続きを簡素化できる。

## B) 分野別課題

- 医薬品業界

- イノベーション・プレミアムの欠如：医薬品セクターにおける二国間協力の潜在性は大きい。一方、日本でバイオ後続品を製造する企業には、臨床試験に加え、類似性確認試験の実施が求められるなど負担が大きい。製薬会社は、研究開発投資にインセンティブを与える国に投資することになる。
- バイオ後続品の価格：日本では、バイオ後続品の上限価格を先行バイオ薬品の70%と

定めている。特許期間満了後の差別的価格設定は撤廃されるべきである。

バイオ後続品の価格は、需要に基づき決定されるべきである。例えばEU主要5カ国では、バイオ後発品の価格は、新薬と比較して25～30%程度低い。北欧諸国では、EU主要5カ国や東欧諸国よりも更に安価である。これは、医師によるブランド医薬品からバイオ後続品への切替え奨励等の結果である。

- 年次価格改定：薬価改定は、後発医薬品の長期的な成長を阻害する。隔年改定は更に状況を悪化させており、毎年改定に移行すべきである。
- 言語障壁への対応：医薬品医療機器総合機構（PMDA）は、日本語以外での申請を受領しない。薬事法は、医薬品の販売申請に関する全書類の日本語での提出を求めている。英語での各種書類やドラッグ・マスター・ファイル（DMF）の提出を認めることは、日本のビジネス環境を改善し、患者に対して手頃な後発医薬品やバイオ後続品の提供を可能とする。
- DMFの登録：インドに拠点を置く企業に対して、医薬品医療機器総合機構（PMDA）にドラッグ・マスター・ファイル（DMF）を直接登録することを可能とすると共に、医薬品市販承認取得者（MAH）として認められるようにすべきである。
- 医薬品登録の簡素化：医薬品登録に時間を要することは、言語障壁と共に、製薬会社の日本への直接投資を妨げる要因となっている。登録プロセスの簡素化により、直接投資の拡大や新技術の導入が期待される。

## ● 鉄鋼業界

- 原料炭のコストは、鉄鋼の生産コストの約25%を占める。インドは年間約4,500万トンの原料炭を輸入しており、日本は年間約7,500万トンを入力している。両国とも、輸入元はオーストラリアである。両国あわせると、原料炭の海上貿易量の約4割を占める。
- 近年、原料炭の価格決定方式は、スポット価格（インデックス）連動型に移行している。その結果、原料炭価格が高騰している。
- インドと日本の鉄鋼会社は、オーストラリアからの原料炭の購入価格に関して、共通の戦略をとる必要がある。

➤ 両国はまた、鉄鋼における貿易不均衡の是正に取り組まなければならない。

• 旅行・観光業界

➤ 旅行・観光業界における二国間協力の潜在性は大きい。

➤ 2016年に、インドから日本には、5万人の旅行者を含め、約12.3万人が渡航したが、インドから米国には約113万人が渡航した。一方、2015年に、日本からインドには約21万人が渡航したが、2014年の約24万人から減少している。

➤ 2017年は日印友好交流年であることから、日印間の旅行者は増加すると予想される。日本政府観光局（JNTO）の松山理事長は、インドからの旅行者の増加が期待される理由として、四季、自然、文化、食事を挙げた。本年は、日印両国の全土において、多くの記念すべき行事が予定されている。

• 協力分野

➤ 仏教聖地巡礼、あるいは、医療、健康、アーユルヴェーダについては、日本人観光者の関心が高いと考えられる。

➤ 日印間の航空路線を拡大する必要がある。現在は、デリーおよびムンバイから日本への直行便があるが、バンガロール、ハイデラバード、チェンナイ、コルカタなどの主要都市からの乗客は、シンガポール、バンコク、クアラルンプールなどの経由便を利用する。日印主要都市間の航空連結性の向上により、航空便の選択肢が増える。オープンスカイの合意は、その後押しとなる。



改善が見られた事項、更なる改善が求められる事項

• 物品・サービス税（GST）の導入

- インドでは州毎に異なる間接税が15種類以上あり、州境を超える取引には、それらが多段階的に課税される複雑な構造であったが、2017年7月に全国統一のGSTに集約された。商品毎の税率が明確になったことで、納税手続きの簡素化や流通コストの削減、物流の合理化、税務訴訟リスクの低減等が期待される。本制度が確立されると、業務の効率化・簡素化が実現し、ビジネスの利便性が格段に向上することが期待される。
- 一方、旧税制からGSTへの移行に伴う、事務処理上の混乱やシステム対応の不備、それに伴う売買上の混乱・停滞、現場役人の制度への理解不足などが懸念される。旧税制下で物品の積荷検査を受ける必要があった州境のチェックポスト（検問所）がGST導入後も依然稼働しているケースがあることなどから、新制度の着実な実施を求める。また、システム更新に伴う追加費用が各社で発生しており、制度変更の頻度は最小限に留めることを求める。
- 3種類のGST（中央GST、州GST、統合GST）が存在している点や、4つの基本税率（5%、12%、18%、28%）が採用されるなど税率区分が多い点、申告手続きを州毎に行う必要がある点などの更なる簡素化を求める。
- 輸出貨物に対してもGSTが課されるが、国際的には輸出貨物は免税が一般的であり、改善を求める。
- 電気自動車（EV）に低税率（12%）が定められた一方で、ハイブリット車（HV）には高級車と同等の高税率（43%）が適用されたことにより、HVの普及低迷が懸念される。

• 日印原子力協定の発効

- 原子力の平和的利用における協力を可能とする日印原子力協定が、2016年11月に署名、2017年7月に発効した。本協定の実現により、日本から原子炉容器等の原子力関連資機材や関連技術の移転が可能となることで、日印協力による新規の原子力発電施設建

設の実現につながるものと期待する。

- 旧高額紙幣の廃止および新紙幣の導入

- 2016年11月に、旧高額紙幣（旧500・1,000ルピー札）の廃止と新紙幣（500・2,000ルピー札）の導入が発表された。旧高額紙幣の銀行口座への預け入れや、銀行窓口等での新紙幣との交換などの経過措置が取られ、同年12月30日に旧高額紙幣の銀行口座への預け入れ措置が終了。同日の大統領令により、旧高額紙幣の使用は違法とされた。廃止当初、流通紙幣の大幅な不足により市場に混乱が生じたが、これらの措置に伴い、通貨の透明性が確保され、現金主体のインフォーマルセクターの取り込みや、ブラックマネーの捕捉拡大による脱税阻止および税収増が実現した。さらに、政府主導によるキャッシュレス取引（デジタル決済）が促進され、その実現に向け、キャッシュレス取引への対応が遅れている中小企業や消費者への対応が求められる。

- 破産・倒産法およびNCLT（会社法法廷）の成立

- インドでは企業の破綻処理に平均4年程度を要していたが、財務不健全産業会社特別規定法（Sick Industrial Companies Act, 1985（SICA））等の複数の倒産関連法規が統合・修正され、2016年に新たな破産・倒産法（The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）が成立した。これにより、法人再生手続きの終結に関する時的制限（手続開始から原則180日以内）が導入されるとともに、倒産手続を実施する専門機関である会社法法廷（The National Company Law Tribunal ; NCLT）が設立されるなど、企業の破綻処理に関する法的枠組みの脆弱性の改善や迅速な破綻処理の実施、銀行の不良債権問題の解決が加速すること等が期待される。

- 日印社会保障協定の発効に伴う被用者積立基金（EPF）の還付

- 2016年10月の日印社会保障協定の発効に伴い、社会保険料の二重負担が解消され、コスト削減につながることを期待される。被用者積立基金還付制度が整ったが、申請プロセスに不明確な点が多いなど、政府のさらなる対応を求める。

- 到着時ビザ制度の導入
  - 2017年4月より、入国目的がビジネスや観光、医療等、滞在日数が60日以内等の条件を満たす日本人に対して、到着時ビザ（Visa On Arrival ; VOA）の発給が適用され、緊急のインド訪問への対応などの利便性の向上が期待される。
  
- 直接税の税務調査期限の短縮化
  - インド国内に会社を持たない企業がプロジェクトオフィスにて事業を行なった際、実質的なプロジェクト業務が終了した後も、税務調査が完了するまでは、オフィスを維持・管理し、税務調査の対策用に人員を配置するコストが生じていた。直接税の税務調査期限の短縮化（2018年度以降は事業年度最終日より24ヶ月）により、コスト削減が期待される。
  
- 有限責任事業組合（LLP）による事業展開環境の改善
  - LLPは配当分配税（DDT）の対象外であることやガバナンス体制を柔軟に設定できる優位性を持つ。インドにおいては、LLPを新設する際の指定パートナー要件（前暦年度に182日以上インドに居住した人をパートナーとして選任する義務）やECB（External Commercial Borrowings ; 対外商業借入）に対する規制により、利用されるケースは少なかったが、2017年3月にFEMA規則2000（2000年非居住者による有価証券の移転または発行に関する外国為替管理規則）が改正され、指定パートナー要件における居住者条項と、ECBに関する規制を明記した条項が削除され、インドにおけるLLPの事業環境の向上が期待される。
  
- 仲裁法の改正
  - 2016年1月に施行された改正仲裁法は、争議を最長18ヶ月で結審させ、仲裁訴訟のために凍結された工事代金が一定条件下で解除されるものであり、確実な運用が期待される。

- 自動車排出ガス規制の強化

- 2017年4月に、バーラト・ステージⅢ（BS3）対応の自動車販売が終了し、2020年には、欧州の排ガス基準であるユーロ6（上限値（mg/km）：ガソリン車NOx 60、ディーゼル車NOx 80、PM 5）と同等とされるBS6が導入され、環境対応車市場の整備が図られる見通しである。導入にあたり混乱が生じないよう政府の的確な管理が期待される。

- 不動産開発市場の整備

- 2017年5月に不動産規制開発法の一部が追加施行され、不動産開発業者および一定規模の不動産プロジェクトについては、RERA（Real Estate Regulatory Authority）への登録が必要となった。これにより、不動産プロジェクトの各種情報が開示されることとなり、プロジェクトの透明性が確保される見通しである。

- 「ビジネス環境の整備に関する小委員会」の定期的開催

- 日印包括的経済連携協定（IJCEPA）に基づき設置された「ビジネス環境の整備に関する小委員会」の第3回会合が2017年7月に開催された。今後も日印の民間が参加する形で、毎年定期的開催され、ビジネス環境の改善に貢献することを期待する。

改善が求められる事項
------------

- 土地収用法の改正

- 現行の土地収用法では、70～80%の地権者の同意取得や、社会影響調査を義務付けているため、収用が進まず、チェンナイ・バンガロール産業回廊（OBIC）の整備などを含め大型のプロジェクトが遅延するケースもある。土地収用の円滑化を図る土地収用法改正案の早期成立を希望する。

● 税制の整理・合理化、国際整合性の確保

- 恒久的施設（PE）課税や移転価格税制については、ビジネスの実態から乖離しており、現地法人の円滑な運営の障害となっていることから、整理・合理化を求める。
- 二国間APA（輸出元と輸出先両国で同時にAPA（移転価格事前確認）を申請すること）は、二重課税や移転価格の更正によるペナルティーのリスクを回避できるが、締結のための協議や審査に時間を要するため、効率化・迅速化を期待する。
- ブラックマネー課税法（国外所得および国外資産の開示と課税について規定する法律）では、駐在員に対しても国外の口座情報の詳細な開示が求められており、法の趣旨に鑑み海外に資産をもつインド国籍者のみを本法の対象とすることを求める。
- 配当分配税（DDT）は、インド法人が配当を決議した際に、同税に基づき約20%が課税されるインド特有の税制であり、配当源泉税への変更を求める。
- 日本法人がインド法人からロイヤリティー等を受ける際に、日本法人がインドにおいて外国法人としての申告書提出義務を負い、毎年税務調査を受けることから、事務負担が大きく、改善を求める。
- 徴税に関して過去に裁判所が認めた判例があるにもかかわらず、税務署と同様の議論・裁判を繰り返さざるを得ないケースがあり、税務署には判例を踏まえた徴税を求める。
- 自動車を除く消費財の完成品輸入は、最大小売価格（Maximum Retail Price）表示ラベルに基づき関税の算出が行われているが、適切に運用されていないケースもある。表示ラベル貼付制度を廃止し、輸入価格を元に関税の算出が行われることを求める。
- 大規模プロジェクト等を複数の企業がコンソーシアムを組み遂行する場合、AOP（Association of Persons：コンソーシアムの構成員を個々の構成員としてではなく、一体とみなす概念）により、インド国外の取引を含めて一体課税の対象と判断される可能性があり、外国企業がコンソーシアムを組みインド事業に参画する上での課題となっており、同課税の廃止を求める。
- 2017年7月より、情報技術協定（ITA）対象品目であるインクカートリッジ等に関税が課されており、国際合意を履行し、同関税の撤廃を求める。

- インフラ整備の促進ならびに入札制度の改革

- 外国企業のインフラ事業参入を拡大すべく、入札参加資格事前審査（P/Q）の合理化を図るとともに、新規設備投資価格だけでなく、ライフサイクル・コストの低減と技術を適切に評価する総合評価落札制度の導入・拡充を求める。また、PPPにおける政府保証の付与等の官民のリスク・役割分担の合理化・適正化や、一社入札の是認、プロジェクト全体を通じた一括入札の実施等を求める。
- コンソーシアムを形成したプロジェクトの遂行中に、コンソーシアム構成企業が業務・債務不履行を起こした場合、SOW（作業範囲記述書）での分担に関らず、入札時の契約に基づき、コンソーシアムを構成する全ての企業に、連帯責任として金銭面等でのペナルティー等が課されるケースがあり改善を求める。

- 金融関係の規制緩和

- 農業や零細企業などの優先貸出分野に対する貸付を強化するPriority Sector Lending（PSL規制）の下、Priority Sector Lending Certificate（PSLC）市場が創設された。PSLC市場は取引額が拡大し情報公開も進んでいるが、手数料率の低減や、外国銀行の取引参加に向けた制度改善が求められる。また、今後、PSL規制にセクター別の目標が課される可能性を懸念している。
- インドでは、対外商業借入（ECB）は有効な資金調達手段の一つとなっているが、2015年11月の規制改定で、インフラ関連企業向け貸出期間が長期化（平均期間10年以上）されると共に、ノンバンク向け貸出はインドルピー建てで行うこととされた。2016年3月の規制改定により、インフラ関連企業ならびにインフラ関連ノンバンク向け貸出について、5年以上の外貨建ても認められることになったが、100%の為替リスクヘッジ条件が義務付けられている。これらの規制の見直しを求める。
- 一債務者に対する与信額を対資本割合で制限する規制があり、資本が地場行に比べて小さい外銀支店にとって、金額の大きい案件に取り組むことが難しい状況であり規制の緩和を求める。
- 大都市と中小都市の銀行支店比率については、1年間に開設する支店数の50%以上を人口10万人以下都市に、かつ25%以上を人口1万人以下都市に開設するという規



制がある。各社のビジネスモデルに沿って、より柔軟かつ迅速な出店認可が得られるよう規制自体の見直しを期待する。また、銀行支店開設事前認可の要否についても、地場行及び外銀現地法人は、上記比率を満たす限り、インド準備銀行（RBI）の事前認可が不要である一方、外銀支店による認可申請の場合は、上記比率を満たす場合でも、RBIの事前認可が必要であり緩和を求める。

- 知的財産権法制の運用合理化と国際的整合性の確保

- 特許発明について、実施状況に関する報告書（FORM27）を提出するインド特有の制度がある。報告書の提出の必然性が明確でない中で、特許権者に対して大きな作業負担を課しており、制度の廃止を求める。
- インドと他国で同一の特許を出願した場合、審査官より他国での出願内容や審査状況に関する情報の提出を求められることがある。しかし、電子システム等で当該情報を閲覧できる国・地域については、出願人に提出を求めず、システム等を活用すべきである。
- インド政府が商標審査の迅速化を図り、審査期間が短縮されているが、2010年以前に出願した商標については申請後5年以上経っても登録証が発行されない案件があり、早期の滞留解消を求める。
- インドが導入を検討している実用新案制度については、保護対象の明確化など慎重な制度設計と適切な運用体制の構築を求める。

- 外資規制（小売業への投資制限）の緩和

- シングルブランドであれば政府の承認なしに外資出資比率49%まで、政府の承認があれば100%まで小売り販売が可能である。ただし、外資出資比率が51%以上の場合、製品調達額の30%をインド国内から調達する要件があるため、更なる緩和を求める。
- 複数のブランドを取り扱うマルチブランドは、州政府の合意を条件に、外資51%を上限に認められているが、外資上限規制の見直しとともに、次のような要件の緩和等を求める。
  - ・ 最低投資額を1億ドルとする。

- ・ 最初の投資から3年以内に、外国直接投資額の最低50%を土地購入や賃貸費用以外のインフラ整備（製造・包装・倉庫の整備など）に投入する。
- ・ 製品調達額の30%をインド国内の小規模産業（工場・設備への投資額が200万ドル以下）から調達する。この目標は、事業開始後、最初の5年間は製品調達総額の平均で30%を達成すればよいが、その後は毎年達成する必要がある。また、その起算タイミングは、従来「投資年の4月1日から」となっていたが「1号店の開業時から」に変更された。
- ・ 店舗は2011年国勢調査で人口100万人以上の都市あるいは当該州政府に決められた都市に開設する。
  
- 内部統制規制の適用範囲の合理化
  - インドでは、駐在員事務所やプロジェクトオフィスなどの形態でインドに進出する外国企業に対しても、財務処理に関わる内部統制の構築と運用を行い、その有効性を検証することが求められている。外国企業については、事業活動を行う法人拠点のみを対象とするなどの柔軟な運用が求められる。
  
- 行政機関による処分等に関する手続きならびに命令等策定手続きに関する共通事項を定める「行政手続法（Administrative Procedure Act）」の制定による行政手続きの公平・透明性、予見可能性確保
  - 申請に対する処分（審査基準や標準処理期間の設定・公表、拒否処分の際の理由開示等）、不利益処分（処分基準の設定・公表、聴聞等の事前手続き等）、届出（到達主義原則による効力発生等）、パブリックコメント（政省令等の案を事前に公表し、広く国民から意見を募集する制度）などを内容とする「行政手続法」を国及び各州で制定する。
  - ・ インド企業への過半数の出資による企業支配権の移動は、州政府の承認が必要とされているが、承認を得るための手続きを示したガイドラインが制定されていない州がある。
  - ・ 各種投資インセンティブに関する制度が難解であり適用条件等が不明瞭であるケース



や、外国企業の利用が困難なケースがある。

- ・ Shops and Establishments Act 1948（使用者の法定義務であり、労働状況を査察するために各州で規定されている制度）による事務所査察に関して、査察日時や査察者、質問項目等が明確にされない。
- ・ 会社設立登記手続や各種許認可取得の簡素化のため、円滑な許認可取得のためにワンストップ・サービス等の窓口が設けられているが、同窓口は関係機関の紹介のみを行い、事業者自らが各省庁間を回る必要がある。
- ・ 土地リース契約の承認を州政府に申請しても、長期にわたり承認待ちとなるケースがある。
- ・ デリーの外国人登録局において、2017年5月頃から、登録申請の際に現地人スタッフを同行させることが禁止され、申請者本人が単独で申請を行うこととなり、窓口での手続きに支障をきたしている。
- ・ インドで販売する日本企業の製品をフォームアップ（製品の規格調整やバージョンアップ）するため日本の生産元に戻す際に、他国と比較して税関での輸出手続に要する日数が長い。

#### ● 行政契約等の履行確保

- 州政府や国営企業が関与するプロジェクトにおいて、工事代金未払問題や追加費用問題が未解決のものがある。これらは、外国企業にインドにおける事業の不確実性を懸念させる深刻な事態であり、早期解決を望む。

#### ● 工業規格・基準の合理化

- 現在インドでは、一部の電子製品のみ検査データ（CBレポート：IEC規格に基づいて行われた電気機器の安全性試験結果を記した適合性証明書）が活用されているが、テレビ、プロジェクター、スマートフォン、二次電池など、インド機器登録規制における強制登録制度（Compulsory Registration Order）対象製品は、インド国内の指定試験機関での実機検査が必要とされ、他国と比べ審査・試験に長時間を要している。国際相互承認スキームであるIECEE-CB制度（IEC System of Conformity Assessment

Schemes for Electrotechnical Equipment and Components) の参加国として、強制登録制度対象製品についてもCBレポートの活用を認めるべきである。また、当局による試験機関の監査により、指定試験機関が突然業務を停止し、試験中の製品に影響をあたえることがある。試験中の製品については試験の継続を可能とするなど柔軟な対応を求める。さらに、製品規格の更新の際に、既に承認済みの既存機種にまで遡り、新たな認証が求められており、膨大な承認取り直しが必要とされ改善を求める。

- 製品の機銘板への製造社名・住所の表示が正式な告知なく禁止され、生産工場名の記載が求められている。これは、インド独自の要求であり、インドを含む複数国向けの製品への影響が大きく、製造社名・住所表示の許可、またはブランドオーナー単位での登録の実施を求める。
- 機器登録規制では、製品の登録完了とともに、発売前の新製品情報が当局のホームページで公開されるため、一定期間は公開されないことを求める。
- 機器登録規制は、中古品も対象としているが、適用されていないケースがある。安全性等を鑑み適切な運用を求める。

#### ● 廃棄物規制の合理化

- Plastic Waste Management規制では、電気・電子機器の包装材として使用するプラスチック材に、事前登録及び登録番号の表記が求められている。また、厚さ50 $\mu$ m未満の包装材の禁止、多層構造の包装が禁止などの要求が課されている。総合的な環境負荷等を考慮した現実的・合理的な内容に修正されることを求める。
- 2017年5月から、E-Waste Management規制により、一部の電気・電子機器は、過去に販売した製品の70%を回収することが義務化されたが、回収のための体制が整備されていない。諸外国の事例を参考に効率的な体制の整備を求める。

以上